この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書

/ 収受印 \																	[1,	/2]
令和 年 月 日	申	住 所 (法 / 本 主 た 。	人の 吉る事	t 居 別 場 合) 又 務 別 在 地	「 ② (法 <i>)</i> 広島	'31 — 。の場合¢ 市安佐	りみ公妻	きされま ⁻				番号	090		8245	5 —	533	34)
	請	納	リ ガ 税	坩	広島	'31 — 市安佐			i-26-		電話	番号	090		8245	; <u> </u>	533	34)
		氏 名		名 移	//シモト ⊗ 術 橋本													
_広島西 _ 税務署長殿	者	(法 / 代 表	者	場合、氏名						1								
この申請書に記載したる 公表されます。 1 申請者の氏名又は名和 2 法人(人格のない社員 なお、上記1及び2のほ また、常用漢字等を使	新等る まか、	事項(② を除く。 登録番) 印欄)) にあ 号及ひ	っては [、] 登録年	 格請求 本店3 月日が2	ては主: \表さ;	たる! れまっ	事務所 計。	の所る	生地								 -ジで
下記のとおり、適 (平成28年法律第15- ※ 当該申請書は、 より令和5年9月	号) 所 [:]	第 5 条 得税法	の規定 等の一	ごによる ·部を改	ら改正後 (正する	後の消 法律	費税	法第	57条	の23	第 2	項の	規定	によ	り申	請し	まっ	す。
令和5年3月31日(特別の10年3月31日(特別の10年3月31日)								場合は	:令和	5年	6月	30 日) ま	でに	この	申請	書を	- 提出
事 業 者 区	分	※ 次葉	医「登録	を提出す と要件の確 と要件の確	☑ 課	税事を記載	業者 して ^ぐ	【ださい	`。ま	た、気	□□	免利業者	説事業 に該当	美者 する:	場合に			
令和5年3月31日(特定期 判定により課税事業者とな 合は令和5年6月30日) この申請書を提出することか なかったことにつき困難な がある場合は、その困難な	るででき情																	
税 理 士 署	名	1¥ TI		長谷川	川会計					(電話	番号	082	_	272	_	586	88)
※ 整理税 番号務		部門 番号		申請	年月日	ı		年	月	日	通	信	年	f 月		印 在 日 認	!	
署 入 力 処 理	年	月	F	番号確認			∤元 雀認	□済□未	_ _ 済	確認 書類	個人番		- ド/通 	知力一	ド・運	転免許	証) 	

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

												氏名	3又1	は名称	尔	橋本	悟						
	Ē	該当~	する『	業者	皆の[ヹゟ	うにん	むじ.	, \Box	にレ	印を作	寸し訂	己載し	てくて	ださ	い。							
免税		(平	成28	年沒	上律 第	第1	5号) 陈	則夠	育44	条第。	4項(の規定	を受け 定の適 適用を	用	を受	ける	こう	とする	る事業	業者	する:	法律
		個			番		号		1	1	1		ı	l I			1		1				_
事							•																н
業		事業		年 月												法人	事	業	年 度	自	J	1	H
-t×		未 内) 又							年	J	目	日		のみ				至		1	日
者		容	华力	月日	(法	:人,)									記載	資	本	金				円
の		等	事	業	内	į	容																
確																	調※				の合和		月 月 31 日
нда	※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日 ※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日 までの間のいずれかの日 までの間のいずれかの日 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け														,,,,,,,								
認	ようとする事業者 ・													和	年	Ē	月		日				
																		1					
登	Ē	課税	事業者	すで																			
録	>													っても. ハ」を					\checkmark	はい		\\\\	え
要		١٧° ،	-,,		. , .		•	/14 =			J ,,,, L		,	, ,									
件		消費和	逆法に	こ違り	ヹ゙゙じ	て罰	金	以上 。	の刑	に処	せられ	ったこ	とは	tあり i	ませ	·//							
の											てく†					0				はい		\\\\	え
確		その	執行	を終;	かり .	V	 / /は幸	九行す	 シ受じ	 ナるこ	・レが	なくた	こった	日から	 24	 王を系		, T					
認		いま		C //- (,- , ,	•	(101)	,,,,		, , ,	- (, ,	0	, -		_	1 4				はい	Ш	トハトハ	え
																		!					
参																							
赵																							
考																							
+																							
事																							
TE																							
項																							